

会則第 47 条に規定する会員に対する処分

公開期間 令和 10 年 3 月 4 日まで

登録番号	07090001
氏名	藤井 薫
事務所名称	藤井社会保険労務士事務所
事務所所在地	いわき市平字小太郎町 3-1 パークサイト小太郎 201
処分を行った日	令和 8 年 3 月 5 日
処分の内容	1 年間の会員権の停止
処分理由	キャリアアップ助成金（正社員コース）において雇用契約書等を改ざんし、不正受給に関与した行為は、社会保険労務士法第 16 条及び会則第 41 条の信用失墜行為の禁止、会則第 42 条の信頼関係の保持に反するものであり、社会保険労務士たるにふさわしくない行為である。

公開期間 令和 8 年 5 月 14 日まで

登録番号	07090006
氏名	長尾 政史
事務所名称	長尾政史社会保険労務士事務所
事務所所在地	郡山市富田町字下双又 14-44 トミタプラザ 105
処分を行った日	令和 6 年 5 月 15 日
処分の内容	訓告
処分理由	長期間にわたる業務懈怠 令和 6 年 2 月 6 日付け苦情処理窓口への苦情申立があり、事業所から依頼された雇用調整助成金の手続きについて、令和 2 年 8 月から令和 5 年 1 月の長期間にわたり事業所からの照会や連絡、また、代理人弁護士からの内容証明郵便等に対し誠実に応じなかった。 これらは社会保険労務士法第 16 条及び会則第 41 条の信用失墜行為の禁止、会則 42 条の信頼関係の保持に反するものであり、社会保険労務士たるにふさわしくない行為である。